第二節　金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款　不動産に対する強制執行

第一目　強制競売（第二十三条―第六十二条の四）

［第二目　略］

［第二款～第九款　略］

［第三節　略］

［第三章　略］

第四章　債務者の財産状況の調査

第一節　財産開示手続（第百八十二条―第百八十六条の三）

［第二節　略］

附則

（催告及び通知）

第三条　民事執行の手続における催告及び通知については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条第一項、第二項、第五項及び第六項（第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知にあつては、第五項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第四条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2　催告（法第百七十七条第三項の規定による催告を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

3　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十条の四　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第十条の五　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（民事執行の調書）

第十二条　［略］

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第三項及び第四項、第百六十条の二並びに民事訴訟規則第六十六条（第一項第三号及び第六号を除く。）から第六十九条まで及び第七十六条の二（第一項後段を除く。）の規定は、前項の調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（事件を特定するために必要な情報等）

第十五条の二　法第十八条の二各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるもの（以下「事件特定情報」という。）は、当該事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び同条各号に掲げるものを識別するために裁判所が付した符号とする。

2　事件特定情報の提供は、書面でしなければならない。

第二節　［同上］

第一款　［同上］

第一目　強制競売（第二十三条―第六十二条）

［第二目　同上］

［第二款～第九款　同上］

［第三節　同上］

［第三章　同上］

第四章　［同上］

第一節　財産開示手続（第百八十二条―第百八十六条）

［第二節　同上］

附則

（催告及び通知）

第三条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条の規定は、民事執行の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第三項の規定は、法第百七十七条第三項の規定による催告については準用せず、同規則第四条第五項の規定は、第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらの規定を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知については準用しない。

［新設］

［新設］

（民事執行の調書）

第十二条　［同上］

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第二項及び第三項並びに民事訴訟規則第六十六条（第一項第三号及び第六号を除く。）から第六十九条までの規定は、前項の調書について準用する。

［新設］